

# みなとみた

2016 **6**  
No.116

一般社団法人 三田労働基準協会報

## CONTENTS

### 労働行政ニュース ● 2～10

平成 28 年度全国安全週間実施要綱(抜粋) / 平成 28 年度東京労働局行政運営方針 / 平成 27 年の定期監督等の実施結果 / 平成 27 年度司法処理状況の概要 / 平成 27 年三田労働基準監督署管内の労働災害の推移 / 労働保険の年度更新(労働保険料の申告・納付)について / 平成 28 年「賃金構造基本統計調査」にご協力をお願い

東京労働局 / 三田労働基準監督署

### ハローワークしながわインフォメーション ● 11～12

最近の雇用失業情勢 / ハローワーク品川は平成 28 年 7 月 19 日(火)から JR 線田町駅・都営地下鉄三田駅近くに移転します。

### 協会だより ● 13～16

平成 28 年度「定期総会」開催される / 三田労働基準協会 役員名簿 / 平成 27 年度正味財産増減計算書《抄》 / 平成 28 年度収支予算書《抄》 / 講習会のご案内 / 新入会員のご紹介 / 第 8 回ハラスメント防止コンサルタント養成講座・認定試験

#### 最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることが可能になりました。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

[mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp](mailto:mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp) (講習会用)



# 平成28年度全国安全週間実施要綱（抜粋）

## 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で89回目を迎える。この間、労働災害は長期的に減少し、平成27年は統計を取り始めて以来初めて、年間の死亡者数が1,000人を下回った。これは産業安全に携わった多くの先人がたゆみなく安全活動を展開した結果得られた画期的な成果である。

一方、近年の産業構造の変化に伴って、拡大を続ける第三次産業等においては未だに安全に関して自ら取り組む意識が十分とは言い難い。また、経験が浅い労働者が職場に潜む危険を察知できないことなどを背景として、休業災害を含む労働災害全体の数は十分な減少傾向にあるとは言えない現状にある。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成28年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険**  
**みんなで見つける 安全管理**

## 1 期 間

平成28年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成28年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 2 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 3 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

## 平成28年度東京労働局行政運営方針

東京労働局では、「平成28年度行政運営方針」を策定しました。

「誰もが安心・納得して働けるTOKYOへ」をスローガンとし、東京労働局の最重点課題と取組を掲げ、地域のニーズを踏まえた効果的・効率的な行政運営に職員一丸となって取り組んでまいります。

また、この行政運営方針につきましては、地域の関係者の皆様に、広く東京労働局の行政内容をご理解いただくための資料としても位置付け、専門的な用語には注釈を付けるなど、できるだけわかりやすい記述となるよう努めました。

本方針に沿った取組とあわせて、所管する法制度や施策の内容、それらの取組の成果等について地域の皆様にさらにご理解いただけるよう、積極的な情報発信に努めてまいります。

### ●スローガン

誰もが安心・納得して働けるTOKYOへ

### ●東京労働局の最重点課題と取組

○「全員参加の社会」の実現加速

○公正かつ適正で納得して働くことのできる環境整備

## 平成28年度行政運営方針

### ～誰もが安心・納得して働けるTOKYOへ～

#### 【東京労働局の最重点課題と取組】

##### 「全員参加の社会」の実現加速

- ▶女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化
  - 女性活躍推進法の履行確保、ひとり親等の再就職支援のための職業訓練への誘導等
- ▶若者の活躍促進
  - 適切な職業選択の支援、職業能力の開発・向上に関する措置、青少年の雇用の促進等
- ▶生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備
  - 高齢者の再就職の促進、企業における高齢者の活躍促進のための相談、援助等
- ▶障害者等の活躍推進
  - 法定雇用率達成指導の徹底、障害特性に応じたきめ細かい就職支援の推進等
- ▶外国人材の活用
  - 高度な技術や専門的な知識を持った外国人材の就業推進等
- ▶重層的なセーフティネットの構築
  - 公共職業訓練、求職者支援制度を活用した就職支援、生活困窮者等に対する就労支援の強化等

##### 公正かつ適正で納得して働くことのできる環境整備

- ▶非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活の実現
  - 企業における正社員転換、雇用管理改善のためのノウハウの提供等による支援等
- ▶働き方改革の実現
  - ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の抑制・過重労働解消に向けた取組等
- ▶人材力強化・人材確保対策の推進
  - 労働者のキャリア形成に係る支援策の普及促進、マッチング対策の強化等
- ▶労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり
  - 労働条件確保、労働災害防止対策推進、最低賃金履行確保、労災補償の迅速・適正処理等
- ▶地方創生に向けた取組の推進
  - 地方公共団体が行う人材育成・確保、処遇改善や良質な雇用創出などに対する支援等

## 労働基準担当部署における重点対策の概要

### 1 雇用環境改善の推進について

過労死等の防止、女性の活躍促進、経済の好循環の実現等が求められている中、労働基準行政に求められる役割は変化しており、今後の労働基準行政においては、労働基準関係法令に基づく最低限の労働条件の確保に加え、より良い労働条件の実現に向けた行政運営を行う必要があります。

### 2 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を始めとした労働条件の確保

#### (1) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき、過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、労働時間管理、長時間労働を行わせた場合における面接指導の実施等を含む健康管理に関する窓口指導、監督指導等を徹底する。また、使用者、労働組合等の労使当事者が時間外労働協定を適正に締結するよう関係法令の周知を徹底するとともに、特別条項において限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていないなどの不適正な時間外労働協定が届け出られた場合には、「時間外労働の限度に関する基準」等に基づき指導を行う。

特に労働局及び監督署における監督担当部署、安全衛生担当部署及び労災補償担当部署間の連携を図り、各種情報から時間外労働時間数が1か月当たり100時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、引き続き監督指導を徹底する。

また、社会的に影響力が大きい企業が、違法な長時間労働を繰り返しているような場合には、是正を指導した段階で公表する。

なお、平成27年度から過重労働撲滅特別対策班を設置し、過重労働等の撲滅に向けた対策推進のため、重大又は悪質な過労死発生事案等の過重労働事案に対する司法処分への取組を強化しており、引き続き、労働基準関係法令違反が繰り返し認められるなど重大・悪質な事案に対しては、司法処分を含めて厳正に対処する。

#### (2) 過重労働による健康障害防止対策の推進

長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を確実に実施するよう徹底を図る。その際、50人未満の事業場に対しては地域産業保健センターの利用促進を図る。

また、産業医・衛生管理者の職務を適切に行わせるとともに、衛生委員会における適切な調査審議を行わせる等健康管理に関する体制の整備、講ずべき措置について指導を行う。

#### (3) 一般労働条件の確保・改善対策の推進

##### ア 法定労働条件の履行確保

中小零細規模事業場に雇用される労働者についても、労働基準法等で定める労働条件が確保されなければならないことから、労働条件の書面による明示の徹底及び就業規則の作成・届出、記載内容の適正化や労働者に対する周知の徹底などによる基本的な労働条件の枠組み並びにそれらに関する管理体制を適正に確立させ、これを定着させる対策を推進する。

特に、有期契約労働については、労働契約締結時の「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」の明示、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づく雇止めの予告等について周知徹底を図る。

##### イ 賃金不払残業の防止

適正な労働時間管理を徹底し、賃金不払残業を惹起させないよう、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守を重点とした監督指導等を実施するとともに、賃金不払残業総合対策要綱に基づき総合的な対策を推進する。

また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。

##### ウ 特定分野における労働条件確保の推進

自動車運転者、障害者、外国人労働者、技能実習生、介護労働者、派遣労働者、医療機関の労働者について、関係機関と連携の下、就労の特性や問題点に応じた指導、法令、基準の周知を図る。

また、パートタイム労働者等の非正規労働者については、労働条件の明示、年次有給休暇の付与、就業規則の作成等に問題が認められることから、法定労働条件の確保を図るとともに、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」等の周知を行う。

## (4) 申告・相談等への対応

労働局及び監督署の相談窓口においては、申告・相談者が置かれた状況に意を払い、懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払や解雇などの申告事案については、優先的に監督指導などを実施する。

また、解雇や雇止め等について、労働基準法等に違反しない場合であっても、労使に労働契約法や裁判例についての情報提供を行う。

繰り返し申告がなされ、労働基準関係法令違反が認められる事業場に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。長時間労働、賃金不払残業などに関する投書等の情報については、その内容を精査した上での確に対応する。

## (5) 労働時間法制の見直し内容の周知

「労働基準法等の一部を改正する法律案」が成立した場合には、その円滑な施行に向け、準備を進めるとともに、セミナー等あらゆる機会を通じて、労使双方に改正内容の周知徹底を図る。

**3 第12次東京労働局労働災害防止計画の着実な推進等、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり**

第12次防計画に掲げる目標を達成するため、平成28年度は、第12次防計画の4年度目（4th Stage）として、災害の減少傾向を確実なものとするべく、以下に掲げる最重点対策を積極的に推進していくこととする。

## (1) 最重点対策

## ア 建設業における墜落・転落災害防止対策

平成27年7月に施行された墜落防止措置の充実等を内容とする改正労働安全衛生規則（以下「改正安衛則」という。）の周知徹底に加え、各種工事について、高所作業自体が少なく済むような工法や作業方法の採用の促進を図るとともに、高所作業が避けられない場合においては、作業が行われる場所や作業内容に応じた墜落防止措置の徹底を図る。

## イ 小売業・飲食店等・社会福祉施設における転倒災害防止対策

「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進するとともに、明確な安全衛生方針の表明について経営トップに働きかけ、労働災害防止を進めるよう指導する。

## ウ 化学物質による健康障害防止対策の推進

化学物質取扱い事業場に対し、計画的に、監督指導、個別指導を実施し、化学物質取扱い事業場における労働者の健康障害防止を進めることとする。

## エ メンタルヘルス対策の推進

改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の周知及び制度の導入方法の周知や実施のための支援を図ることとする。

**4 最低賃金制度等の適切な運営**

ア 地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の改正、最低賃金法の趣旨に沿った東京都の最低賃金の改正を図るため、東京地方最低賃金審議会を円滑に運営する。

## イ 最低賃金額の周知徹底

地方公共団体、各種団体等の協力を得て周知等を行うほか、年間を通じてあらゆる機会を捉えて最低賃金の周知を図ることとする。

また、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等を重点とした監督指導を行う。

**5 迅速・適正な労災補償の実施**

## ア 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期する。

労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等を実施する。

## イ 石綿救済制度等に係る周知及び石綿関連疾患の給付請求事案に係る的確な対応

石綿関連疾患に係る補償（救済）制度について、引き続きがん診療連携拠点病院等へ労災請求の勧奨を依頼するとともに、地方公共団体への周知依頼の実施を徹底する。

なお、石綿関連疾患と認定した労働者が就労していた事業場に対し、機会を捉えて、退職者等への制度の周知を依頼する。

# 平成27年の定期監督等の実施結果

東京労働局及び管下18労働基準監督署（支署）においては、全ての労働者が適法な労働条件の下で、安心かつ安全に働くことができる労働環境の実現を目指し、積極的に監督指導を行っています。

このたび、平成27年に管下18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等<sup>(注)</sup>の結果について、以下のとおり取りまとめました。

注：定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告、過去の監督指導結果等を契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する立入検査のこと。

## 〈東京労働局における平成27年定期監督等概要〉

### 1 実施件数 8,871件 【表1】

〈業種別〉①建設業 3,289件 ②商業 1,331件 ③製造業 1,157件

・建築工事現場については、墜落・転落防止を重点に一齐監督を年間2回実施した。

### 2 違反事業場数 6,711件 【表1、表2】

〈内容別〉①労働時間 2,155件

②割増賃金 1,861件

③安全基準 1,664件

・不適切な労働時間管理が行われた結果、割増賃金の未払が生ずるケースが多く認められる。

### 3 違反率 75.7% 【表1】

(※違反率は、上記項目「2」÷「1」で算出。)

〈業種別〉①接客娯楽業 83.3%

②製造業 80.8%

③商業 80.3%

(※違反率は、年間100件以上の監督等を実施したものに限る。)

・接客娯楽業は特に小規模事業場が多く、労働基準関係法令の不知に起因する違反が多く認められる。

今後とも、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な監督指導を実施し、認められた労働基準関係法令違反等については是正改善を指示します。また、法令違反を繰り返すなど悪質な事業主については、司法処分に付すなど厳正に対処します。

【表1】定期監督等の実施件数・違反件数

	平成27年		
	定期監督等 (件)	違 反 (件)	違反率 (%)
製 造 業	1,157	935	80.8%
鉱 業	0	0	0.0%
建 設 業	3,289	2,322	70.6%
運 輸 交 通 業	289	220	76.1%
貨 物 取 扱 業	33	27	81.8%
工業的業種小計	4,768	3,504	73.5%
農 林 業	7	5	71.4%
畜 産・水 産 業	0	0	0.0%
商 業	1,331	1,069	80.3%
金 融 広 告 業	159	113	71.1%
映 画・演 劇 業	48	41	85.4%
通 信 業	16	10	62.5%
通 信 研 究 業	331	264	79.8%
保 健 衛 生 業	751	557	74.2%
接 客 娯 楽 業	371	309	83.3%
清 掃・と 畜 業	151	117	77.5%
官 公 署	2	0	0.0%
そ の 他 の 事 業	936	722	77.1%
非工業的業種小計	4,103	3,207	78.2%
合 計	8,871	6,711	75.7%

【表2】定期監督等における労働基準法・労働安全衛生法に関する主要な法違反

## ○労働基準法違反

	15条 労働条件明示	24条 賃金不払	32条 労働時間	34条 休憩	35条 休日
平成27年	1,433	420	2,155	145	119

	37条 割増賃金	89条 就業規則	108条 賃金台帳
平成27年	1,861	931	1,216

## ○労働安全衛生法違反

	10～19条 (14条を除く) 安全衛生管理体制	14条 作業主任者	20～25条 安全基準	20～25条 衛生基準	30・31条 特定元方事業者・ 注文者
平成27年	852	317	1,664	353	582

	45条 定期自主検査	59・60条 安全衛生教育	61条 就業制限	65条 作業環境測定	66条 健康診断
平成27年	225	62	49	197	1,335

【表2：補足】法違反の事例

## (1) 労働基準法違反

第15条 〈労働条件の明示〉	労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していないもの。 また、交付しているが、法定事項が不足しているもの。
第32条 〈労働時間〉	時間外労働に関する協定（36協定）の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。 また、協定の締結・届出はあるが、協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせているもの。
第37条 〈時間外労働、深夜労働の割増賃金〉	時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定の割増賃金（通常の賃金の2割5分以上）を支払っていないもの。 ※平成22年4月1日から、大企業（業種により資本金又は出資金の規模若しくは労働者数に応じて定められている）については、1か月60時間を超える残業時間に対しては50%以上の割増率による割増賃金を支払わなければならないこととなっています。
第89条 〈就業規則の作成等〉	常時使用する労働者が10人以上いるにもかかわらず、就業規則の作成・届出がないもの。

## (2) 労働安全衛生法違反

第10～12、15、17～19条 〈安全衛生管理体制〉	常時使用する労働者が50人以上いるのに、衛生管理者を選任していないもの。
第20～25条 〈機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準〉	高さが2メートル以上の高所において、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの等。
第30・31条 〈元方事業者等〉	建設工事現場において、元請事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための協議組織の設置・運営等を行っていないもの。
第66条 〈健康診断〉	常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。

## 平成27年度司法処理状況の概要

東京労働局は、管下18労働基準監督署（支署）における平成27年度の司法処理状況を、以下のとおり取りまとめ公表しました。

### 1 概 要

平成27年4月から平成28年3月までの1年間に、東京労働局及び管下18労働基準監督署（支署）では、合計63件（前年度に比べ9件の増加）の司法事件を東京地方検察庁へ送検しました。

主要な違反事項別では、36協定に定める時間を超えて長時間労働に従事させた等労働時間に関する違反が19件（30.2%）、死亡災害等を契機とした危険防止措置義務違反が14件（22.2%）、賃金の支払に関する違反が7件（11.1%）等となっています。

また、業種別の内訳では、商業が18件（28.6%）と最も多く、次いで建設業の15件（23.8%）となっており、当該2業種で全体の半数以上を占めています。

### 2 違反事項の内容

#### (1) 労働基準法違反……41件

労働基準法に関する違反により送検したのは41件で、主要な違反事項のうち最も多かったのは労働時間に関するもので19件でした。次いで、賃金不払に関するものが7件、割増賃金不払に関するものが6件でした。

#### (2) 労働安全衛生法違反……22件

労働安全衛生法に関する違反により送検したのは22件で、主要な違反事項のうち最も多かったのは危険防止措置義務違反に関するもので14件でした。このうち、墜落・転落災害を契機とした事案は8件でした。

このほか、休業4日以上労働災害が発生した場合には、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出しなければなりません。その発生事実を隠ぺいするため、労働者死傷病報告書を提出しなかったものが4件でした。

### 3 今後の対応について

東京労働局及び管下18労働基準監督署（支署）では、違法な長時間労働を繰り返す等の労働基準法違反や、死亡災害等労働災害の発生原因に労働安全衛生法違反が認められる等、重大・悪質な事案については、引き続き積極的に送検手続きをとる方針です。

### ～主な送検事例～

#### ◎労働基準法・最低賃金法違反

**事例1** 全国各地に小売店を多店舗展開する会社が運営する都内の店舗について、①労働者2名に対し、平成26年4月13日から同年5月10日までの4週間において、法定労働時間である1週40時間を超えた違法な時間外労働を100時間前後行わせ、②労働者2名に対し、平成26年4月11日から同年5月10日までの間に、労働基準法第36条に基づく時間外労働に関する協定で定める限度時間を超えて、100時間前後の時間外労働を行わせていたものである。

**事例2** 婦人服等の販売業を営む会社が、労働者1名に対し、平成25年3月18日から平成26年6月20日までの賃金について、その所定支払日に、東京都最低賃金（平成25年3月18日から同年10月18日までは1時間あたり850円、平成25年10月19日から平成26年6月30日までは1時間あたり869円）以上の支払いを行わなかったもの。

#### ◎労働安全衛生法違反

**事例3** 倉庫解体工事において、労働者をスレート屋根上で作業させるに際し、歩み板を設ける等踏み抜きによる危険を防止する措置を講じていなかったため、屋根に設けられた明り取り用の合成樹脂製屋根板を踏み抜き、4.3メートル下のコンクリート床に墜落し重傷を負ったもの。

**事例4** プレス機械を5台以上有する金属製品製造業者の工場において、プレス機械による作業を行わせるに際し、プレス作業主任者を選任しなければならないのに、これを選任しなかったもの。

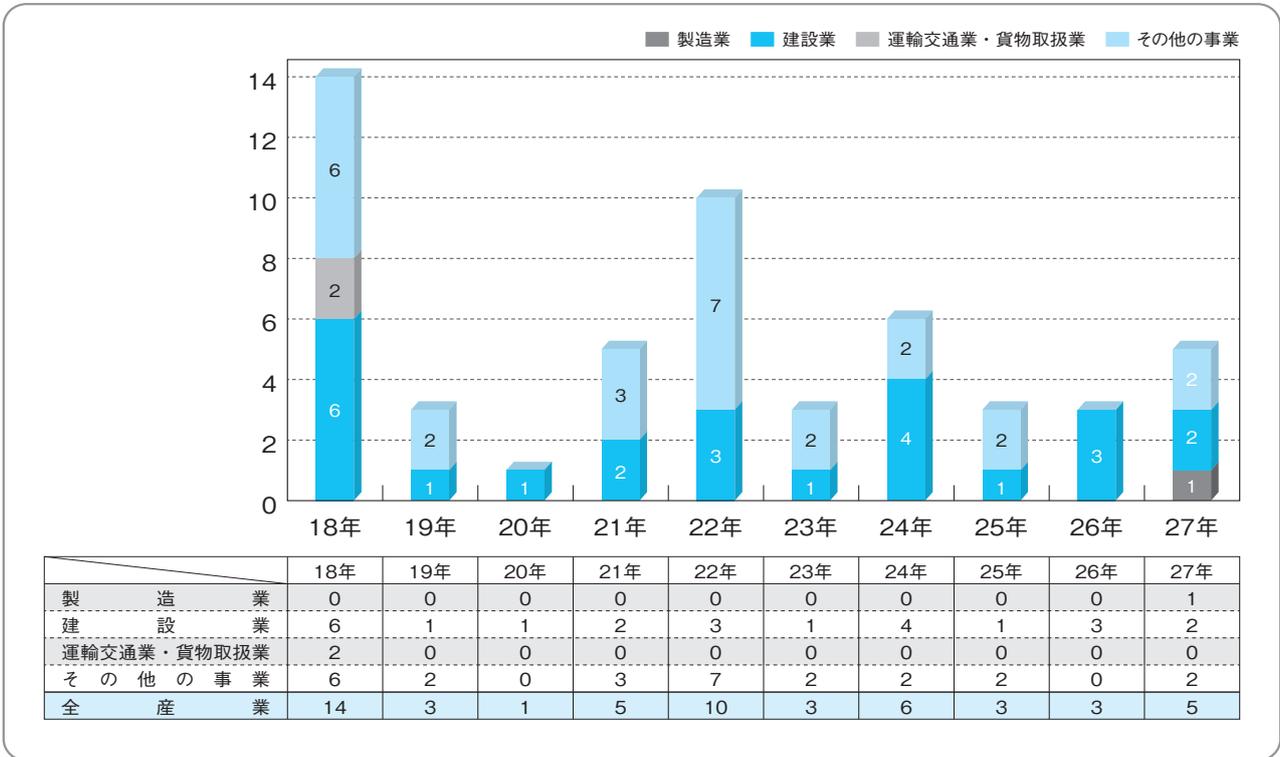
また、プレス機械にスライドや刃物による危険を防止するための安全装置を取り付けることなく、労働者に当該プレス機械による作業を行わせていたもの。

**事例5** 建築工事現場でコンクリート型枠の組み立て中、使用していた釘打機のロール釘の連結ワイヤーの破片が労働者の右目に突き刺さったことにより右目眼球破裂の怪我を負い、12日間休業した災害について、所轄労働基準監督署長に、遅滞なく、労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。

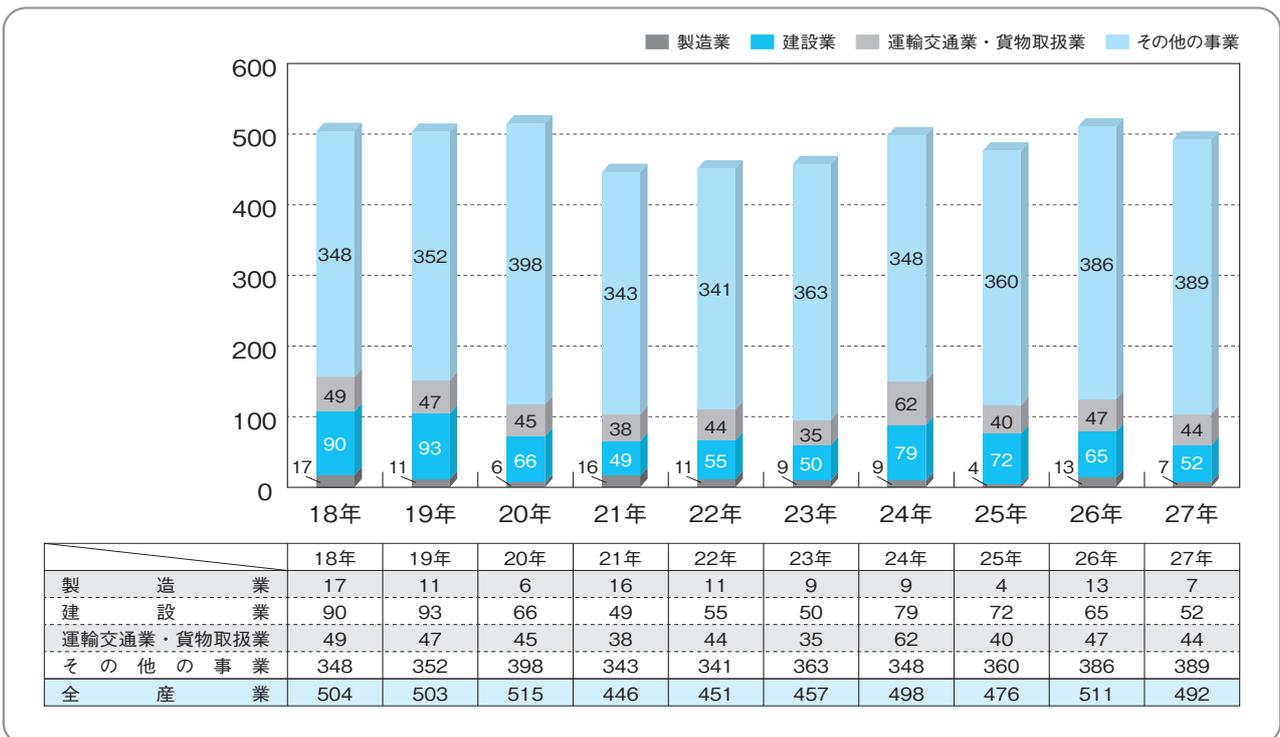
# 平成27年三田労働基準監督署管内の労働災害の推移

(労働者死傷病報告等による)

## 1 死亡災害の推移



## 2 休業災害の推移 (死亡+休業4日以上)



## ◆労働保険の年度更新（労働保険料の申告・納付）について◆

### 1. 労働保険の年度更新の時期について

年度更新手続きは6月1日(水)から7月11日(月)までをお願いします。

### 2. 年度更新申告書の正確な記入のために

- (1) コールセンターが開設されておりますので、ご不明な点の相談にご活用ください。

開設期間 平成28年7月19日(火)までの  
平日9時～17時

電話番号 0120-949-732

携帯電話からもご利用になれます(無料)。

- (2) 記入に当たっては、送付された冊子「平成28年度 労働保険 年度更新申告書の書き方」及び、厚生労働省年度更新ホームページを併せてご覧ください。

- (3) 次の間違いやすい事例について、上記の冊子等でご確認ください。

ア 雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者の加入が漏れている。

(加入要件) 1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ31日以上雇用見込みがある労働者。

イ 労働者の賃金の一部が算入から漏れている。

(例) 通勤手当、賞与、昇給差額等

ウ 労働保険の対象とならない役員の報酬等を誤って算入している。

(例) 出張旅費(実費弁償のもの)

エ 労災保険率の適用が誤っている。

年度更新申告書の「事業又は作業の種類」欄は具体的に記入してください。

オ 労働保険の対象とならない労働者の賃金が誤って算入されている。

(例) 高年齢(雇用保険料)免除対象者、同居の親族、出向元・出向先での取扱いの違い

### 3. 申告書の提出及び労働保険料の納付について

申告書の提出及び労働保険料の納付は、なるべく最寄りの金融機関または電子申請・電子納付をご利用ください(金融機関で申告・納付される場合は、申告書

と納付書を切り離さないでください)。

※労働保険の電子申請・電子納付

労働保険適用徴収関係の手続きはインターネットにより事業場や自宅のパソコンから行うことができます。

詳細は電子政府の総合窓口(<http://www.e-gov.go.jp/>)へアクセス願います。

なお、6月6日(月)から7月11日(月)まで(土・日は除く)の午前9時から午後4時30分までの間、東京労働局の「申告書受理・相談コーナー」において電子申請体験コーナーを併設しております。

- (1) 労働保険番号の所掌が「1」の申告書(赤色と黒色)

この申告書は、労災保険料と雇用保険料を併せて申告・納付いただくものか、労災保険料のみを申告・納付いただくものです。

申告・納付を併せて行う場合には、金融機関へお持ちください。

申告・納付を別々に行う場合には、申告書は労基署又は労働局へ、納付は金融機関へお願いします。

- (2) 労働保険番号の所掌が「3」の申告書(赤色と藤色)

この申告書は、雇用保険料を申告・納付いただくものです。

申告・納付を併せて行う場合には、金融機関へお持ちください。

申告・納付を別々に行う場合には、申告書は労働局へ、納付は金融機関へお願いします。

### 4. 相談コーナーについて

申告書受理・相談コーナーを下記により設置しますので、ご利用ください。

日時：7月1日(金)～7月11日(月)(土・日は除く)

午前9時30分～午後4時00分

会場：三田労働基準監督署1階会議室

港区芝5-35-2 安全衛生総合会館

〈お問合せ先〉

三田労働基準監督 署労災課 03(3452)5472

## 平成28年「賃金構造基本統計調査」にご協力をお願い

毎年、厚生労働省が実施している国の統計法に基づく基幹統計調査である賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態について、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等ごとに明らかにすることを目的として行っており、その調査結果は、各企業、団体等における賃金管理をはじめとする労務管理等の貴重な資料として活用されております。

この調査は、「毎年7月1日から7月31日」までの期間に実施することとされており、調査対象となりました

事業所には大変お手数をおかけすることになりますが、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成27年以前の賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>)に掲載されています。

### ●問合せ先

賃金統計事務センター(H28.6.1～28.8.31)

03(5957)2026

東京労働局労働基準部賃金課 03(3512)1614

## 最近の雇用失業情勢

### ○平成28年4月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）3.2%と、前月と同水準。

☆完全失業者数（季節調整値）は、前月と同水準の211万人。（原数値は224万人で、前年同月差10万人減少）

☆就業者数（季節調整値）は、前月より20万人増加し、6,407万人。

☆雇用者数（季節調整値）は、前月より21万人増加し、5,714万人。

雇用者数（原数値）を主要産業別にみると、「医療、福祉」では、前年同月比での増加傾向を維持している。「建設業」「宿泊業、飲食サービス業」「サービス業（他に分類されないもの）」では減少している。

☆平成28年4月の有効求人倍率（季節調整値）は1.34倍であり、前月より0.04ポイント上昇。

☆平成28年4月の新規求人倍率（季節調整値）は2.06倍であり、前月より0.16ポイント上昇。

内閣府の月例経済報告（平成28年5月）「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、平成28年（2016年）熊本地震とそれに引き続く地震活動の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」（※景気の総括判断は基調は変更なし、前月との比較でも判断維持。）

「雇用情勢は、改善している。先行きについては、改善していくことが期待される。」（※雇用情勢判断は維持。）

項目	新規求人倍率(季節調整値)			有効求人倍率(季節調整値)			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
25年度	1.53	2.32	9.80	0.97	1.40	5.38	12,511	16,723
26年度	1.69	2.58	13.04	1.11	1.61	7.16	12,412	16,541
27年度	1.86	2.93	14.88	1.23	1.81	8.06	11,899	15,854
28年4月	2.06	3.15	12.80	1.34	2.02	8.32	12,556	16,995

注意) 1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。

2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。

3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

### ※窓口からの求人・求職状況（平成28年4月）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数（原数値）は370,215人（前年同月比10.0%増）で、72か月連続で前年同月を上回った。また、新規求人数（原数値）は123,517人（前年同月比5.5%増）で、9か月連続で前年同月を上回った。

一方、有効求職者数（原数値）は195,882人（前年同月比7.8%減）で、68か月連続で前年同月を下回った。また、新規求職者数（原数値）は50,833人（前年同月比11.6%減）で、10か月連続で前年同月を下回った。

就職件数は12,556件で、前年同月より5.8%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は7,485件（前年同月比5.8%減）、パートは5,071件（前年同月比5.9%減）となった。

東京の企業倒産状況（株東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数130件（前年同月比15.6%減）。

業種別件数では、卸売業（30件）、サービス業（23件）、小売業（21件）の順となった。

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

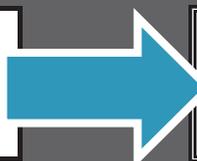
ハローワーク品川 産業雇用情報官

# ハローワーク品川は

平成28年 **7月19日(火)** から

J R 線 **田町駅**  
都営地下鉄 **三田駅** **近く**に移転します。

**7/15 (金) まで**  
現庁舎



**7/19 (火) から**  
新庁舎

**新庁舎住所** 〒108-0014  
港区芝5-35-3 1~3F

**新庁舎交通アクセス**

JR田町駅三田口(西口)  
徒歩3分

都営三田線・浅草線三田駅  
A1出口 徒歩1分

移転後の庁舎窓口	
<b>3F</b>	<b>31</b> 求人(中途)の申込 「外国人雇用状況届出」
	<b>32</b> 学卒コーナー ＜企業の方＞学生向け求人申込窓口 ＜大学生、短大生、専修学校生、高校生等＞職業相談・紹介窓口
	<b>33</b> 事業主が行う各種助成金の申請 雇用促進税(計画届)の受付
	<b>34</b> 労働市場情報に関する相談
	<b>35</b> 庶務課
<b>2F</b>	<b>21</b> 事業主の行う雇用保険 被保険者に関する各種届出 得喪第一係・第二係
	<b>22</b> 事業主雇用保険新規加入・各種届出 労働保険事務組合・社会保険労務士の届出 適用係
	<b>23</b> 高齢雇用継続給付 育児・介護休業給付の手続き
	<b>24</b> 職業訓練に関する手続き・相談
	<b>25</b> 雇用(失業)保険受給の手続き (はじめての方は1階で受付してください) 受給期間延長の手続き
	<b>26</b> 失業の認定(受給資格者証をお持ちの方の相談窓口)
	<b>27</b> 教育訓練給付の申請に関する手続き
<b>1F</b>	<b>11</b> お仕事の相談及び紹介コーナー
	<b>12</b>
	<b>13</b> 障がいのある方の職業相談・紹介コーナー
	<b>14</b> 雇用支援コーナー 障がい者・高齢者雇用管理の相談 公正採用選考等に関する相談
	<b>15</b> 地方就職支援コーナー 農林漁業就職支援コーナー

お問い合わせ ハローワーク品川 03(3433)8609 (代表)

電話番号は移転により変更になりますので確定しだいHPへ掲載いたします。

## 平成28年度「定期総会」開催される

5月27日（金）午後4時から品川プリンスホテル メインタワー「サファイア22」において、会員多数ご出席のもと平成28年度（第68回）定期総会が開催されました。山内啓三郎会長の、女性の活躍促進、非正規労働者の待遇改善、長時間労働抑制、過重労働解消に向けた働き方改革の推進、労働災害防止活動等の一層の推進等により会員・地域の役に立つ協会運営を進めたいとの挨拶に続き、27年度財務諸表承認の件、理事及び監事の退任に伴う補充の件が審議、承認されました。また、27年度事業報告・公益目的支出計画実施報告、28年度事業計画・収支予算書、その他事項（地区労働基準協会の組織統合問題）の報告がなされました（新役員名簿及び財務諸表（抄）は次頁のとおり）。ご来賓の三田労働基準監督署長樺嶋靖彦様から、平成28年度労働基準行政の重点課題である、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を始めとした労働条件の確保及び働き方改革の推進等、労働災害防止計画の着実な推進等のご説明、行政推進に向け会員の皆様のご理解ご協力を頂きたいとのご祝辞をいただき、総会は無事終了しました。

総会終了後は19階「ゴールド19」で恒例の懇親会を開催いたしました。山内啓三郎会長の挨拶後、19年間に渡り理事を務められ本総会で退任された青野元治副会長に感謝状と花束の贈呈が行われました。ご来賓の東京労働局長渡延忠様、港区長武井雅昭様、三田労働基準監督署長樺嶋靖彦様、品川公共職業安定所長石原亘様からご祝辞をいただきました。建設業労働災害防止協会東京支部港分会安倍和俊分会長様のご紹介の後、柴本守人副会長のご発声で賑やかに乾杯が行われました。三田労働基準監督署から副署長柴田様、副署長村松様、第1方面主任監督官福島様、第2方面主任監督官野上様、安全衛生課長瀬田様、労災第1課長大杉様、労災第2課長有村様、品川公共職業安定所から管理部長杉本様、職業相談部長高橋様、雇用開発部長水野様にもご参加をいただき、名刺交換やなごやかな歓談で盛り上がり、菅原伸五副会長の3本締めで楽しくお開きとなりました。



総会全景



懇親会全景



会長挨拶（総会）



渡延東京労働局長様ご祝辞（懇親会）



武井港区長様ご祝辞（懇親会）



樺嶋署長様ご祝辞（懇親会）



石原所長様ご祝辞（懇親会）

写真撮影は東京シブサービス(株)の池田様にご協力いただきました。

## 一般社団法人三田労働基準協会 役員名簿

役員名	氏名	所属事業場名	役員名	氏名	所属事業場名
会長代表理事	山内啓三郎	日本精米精油(株)	理事	犬窪 克也	(株)電通
副会長理事	橋場 義雄	橋場(株)	理事	根津 幸男	総合警備保障(株)
副会長理事	柴本 守人	(株)サンリツ	理事	椿 善和	東京定温冷蔵(株)
副会長理事	山田 真子	山田倉庫(株)	理事	澤尻 弘之	鹿島建設(株)東京建築支店
副会長理事	菅原 伸五	京浜急行電鉄(株)	理事	近江 信郎	(株)小糸製作所
理事	谷 正文	(株)精美堂	理事	三笠 善勝	日本電気(株)
理事	志賀 正康	NEC フィールディング(株)	理事	神 壮由	東洋水産(株)
理事	吉倉 秀樹	(株)安藤・間	監事	橋 新治	芝信用金庫
理事	垣見 俊之	伊藤忠商事(株)	監事	丸尾 隆児	(株)田町ビル

## 平成27年度正味財産増減計算書《抄》

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 会費収入	18,587,000	18,051,000	536,000
② 事業収入	67,978,687	71,969,050	△ 3,990,363
③ 雑収入	655,981	403,058	252,923
経常収益計	87,221,668	90,423,108	△ 3,201,440
(2) 経常費用			
① 事業費	93,055,024	76,825,991	16,229,033
② 管理費	4,661,922	4,417,013	244,909
経常費用計	97,716,946	81,243,004	16,473,942
当期経常増減額	△ 10,495,278	9,180,104	△ 19,675,382
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	339,400	7,318,000	△ 6,978,600
当期一般正味財産増減額	△ 10,834,678	1,862,104	△ 12,696,782
一般正味財産期首残高	247,545,341	245,683,237	1,862,104
一般正味財産期末残高	236,710,663	247,545,341	△ 10,834,678
II 正味財産期末残高	236,710,663	247,545,341	△ 10,834,678

## 平成28年度収支予算書《抄》

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 会費収入	18,000,000	17,931,000	69,000
② 事業収入	71,211,000	65,832,000	5,379,000
③ 雑収入	370,300	282,300	88,000
経常収益計	89,581,300	84,045,300	5,536,000
(2) 経常費用			
① 事業費	80,410,000	93,334,000	△ 12,924,000
② 管理費	4,697,000	4,783,800	△ 86,800
経常費用計	85,107,000	98,117,800	△ 13,010,800
当期経常増減額	4,474,300	△ 14,072,500	18,546,800
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	5,900,000	70,000	5,830,000
当期一般正味財産増減額	△ 1,425,700	△ 14,142,500	12,716,800

## 講習会のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

### ◎ 労務管理講習会「定額残業制と労働時間法制の実務」

～ルールを間違えると違法になる定額残業制について、弁護士が分かりやすく解説～

実際の時間外・休日労働の有無や長短にかかわらず、一定額の手当てを毎月支給し法定外の残業代を支給したと見なす定額（みなし）残業制を導入する企業が増え、労使間のトラブルが少なからず発生しています。

労働基準監督署の行政指導や、裁判で残業代と認められないケースが増加しており、制度の導入手順と適確な運用を理解する必要があります。

日 時：平成28年9月9日(金) 13:30～16:00

場 所：三田労働基準協会1階研修センター（港区芝4-4-5）



## 平成28年度東京地区出張特別試験は9月17日(土)

平成28年度労働安全衛生法に基づく免許試験が9月17日(土)早稲田大学早稲田キャンパス15号館（東京都新宿区西早稲田1-6-1）で行われます。当協会では出張特別試験に向け、衛生管理者受験準備講習を下記により開催します。ぜひこの機会をご利用ください。

なお、受験申請書提出期間は7月1日(金)～14日(木)となっております。下記の講習会を受講される方で、希望者には出張特別試験案内書と免許試験受験申請書を送付いたしますので、講習会申込書に印を付してくださいようお願いいたします。

受講料：1種 会員20,000円 非会員22,000円／2種 会員18,000円 非会員20,000円

### 「衛生管理者受験準備講習会（第2回）」

日 程：第1種 7月19日(火)～21日(木)／第2種 7月19日(火)～20日(水)

会 場：三田労働基準協会 1階研修センター

### 「衛生管理者受験準備講習会（第3回）」

日 程：第1種 8月8日(月)～10日(水)／第2種 8月8日(月)～9日(火)

会 場：三田労働基準協会 1階研修センター

### 「衛生管理者受験準備講習会（第4回）」

日 程：第1種 9月14日(水)～16日(金)／第2種 9月14日(水)～15日(木)

会 場：三和テッキ株式会社 1階研修室 〒140-0004 品川区南品川6-5-19

\*今後の講習会予定については三田労働基準協会ホームページ「講習会のご案内」を参照ください。

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

## 〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	電話	業種
全国酪農業協同組合連合会	港区芝4-17-5	03-5931-8001	生乳・乳製品の販売、牛用配合飼料等の製造販売、酪農生産資材の販売等
(株)Flow Solutions	港区南青山2-4-15	03-5772-3512	情報通信業
SR さきがけ社労士事務所	品川区北品川5-9-42-117	03-3447-8666	社会保険労務士事務所
東急不動産キャピタル・マネジメント(株)	港区南青山2-6-21	03-5414-1832	金融業
(一財)国際開発センター	港区港南1-6-41	03-6718-5931	調査・研究

## 第8回ハラスメント防止コンサルタント養成講座・認定試験

(公財)21世紀職業財団では、ハラスメント防止のための教育・研修を行うことのできる人材を養成する講座を開設し、その知識のレベルを問う試験に合格された方を『セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント防止コンサルタント』として認定・登録しています。

現在、認定コンサルタントは390人に達し、ハラスメント問題の専門家としての知見を活かし、ハラスメントのない快適な職場づくりに向けて活動しています。

また、今年度から当財団が展開する「ハラスメント防止コンサルティング事業」において、コンサルタントとして活動の場を広げることも可能です。ハラスメントの知識や防止への熱い志を証するため、ぜひ資格取得にチャレンジしてください！

### ハラスメント防止コンサルタント養成講座

1. 日 程 (東京) 2016年9月3日(土) 10:00～17:00 9月4日(日) 9:00～16:20 (2日間)  
(大阪) 2016年9月10日(土) 10:00～17:00 9月11日(日) 9:00～16:20 (2日間)
2. 会 場 (東京) TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター ホール4E (東京都中央区京橋1-7-1)  
(大阪) 国民會館中ホール (大阪府中央区大手前2-1-2)
3. 受講料 一般 70,000円(別途消費税) 賛助会員 63,000円(別途消費税)
4. 定 員 各100名(申込先着順。定員に達し次第受付けを締切ります。)
5. 申込受付期間 2016年6月20日(月)～8月5日(金)

### ハラスメント防止コンサルタント認定試験

1. 日 程 2016年11月19日(土) 13:00～17:00 (予定)
2. 会 場 (東京) KFCホール (東京都墨田区横網1-6-1)  
(大阪) 国民會館大ホール (大阪府中央区大手前2-1-2)
3. 受講料 10,000円(別途消費税)
4. 受験資格 次のいずれかに該当する方  
①企業内で人事・労務管理経験5年以上の方 ②社会保険労務士 ③産業カウンセラー  
④第6回(2014年度実施)、第7回(2015年度実施)又は第8回養成講座の受講修了者  
※試験合格後の認定登録の際に受験資格を証明する書類を提出していただきます。
5. 申込受付期間 2016年6月20日(月)～10月31日(月)
6. 試験内容 筆記試験(択一式60問及び記述式2問)
7. 合格発表 2016年12月下旬予定

**申込み方法** 養成講座・認定試験は、当財団ホームページ <http://www.jiwe.or.jp> 内申込専用サイト(2016年6月20日10:00オープン予定)からお申込み下さい。電話・FAX・郵便等によるお申込みはできません。



多様な力が活きる社会に  
**21世紀職業財団**

●お問合せ

公益財団法人21世紀職業財団 開発事業部：藤野・鈴木  
Tel：03-5844-1665 E-mail：soudan@jiwe.or.jp

**みなとみた** 平成28年6月号 平成28年6月15日発行(年6回発行) 第20巻第4号通巻第116号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル  
TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692  
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル  
TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710